

墨田区監査委員公告第 1 号

令和 5 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 6 年 5 月 27 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	大清水 善 信
同	小 暮 和 敏
同	加 納 進

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 事業の実施、委託、委託契約の変更等に係る起案文書がないものがあった。(ICT推進担当、総務課、職員課、保健計画課、安全支援課、まちづくり調整課、環境保全課) (b) 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(高齢者福祉課) b 事案の決定手続に誤りがあるもの (a) 付属機関の構成員の報酬を支払うに当たり、条例で定める上限額の範囲で任命権者が定める額を支給しているところ、これを定めずに支払われているものがあった。(契約課)</p>	<p>(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 起案文書の作成漏れについては、改めて実施起案及び委託契約の変更等に係る起案文書を作成し、適正な事務手続を行った。事務事業を実施する際には、必ず実施起案を作成及び確認をし、適切な事案決定手続を行うよう改めて職員に周知する。また、文書取扱主任、承認者及び決定権者による複数人の確認を徹底する。 (b) 起案文書の押印漏れについては、改めて決定権者の押印を行い、適正な事務手続を行った。今後は、同様の事例が起きることのないよう、発生した事例を課内職員に周知する。また、複数人の確認を徹底する。 b 事案の決定手続に誤りがあるもの (a) 今後は、委嘱の都度、実施起案において報酬額を定め、支払うこととする。</p>

(b) 補助金交付要綱において、補助金の額を予算の範囲内で区長が別に定める額とするとしているところ、これを定めずに交付しているものがあった。(土木管理課)

(c) 補助金や助成金の交付申請書に添付が必要な書類の一部の添付がないにもかかわらず、補助金等を交付しているものがあった。(地域活動推進課、不燃・耐震促進課)

(d) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長による専決としているものがあった。(総務課)

(e) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(産業振興課、観光課、保健計画課)

(f) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(税務課、保健計画課、安全支援課)

(g) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(ICT推進担当、総務課、職員課、窓口課、文化芸術振興課、経営支援課、保健計画課、保健予防課、子育て支援課、防災課)

(b) 当該補助金は、要綱が制定された昭和56年から、30,000円を限度として交付決定額を定めているが、交付決定額の根拠となる決定起案が見当たらなかったため、改めて補助金額を定めた区長決定の起案を行った。今後、新たな補助金交付事業を実施する際は、要綱等の根拠規定を必ず確認し、適切な事案決定手続を行うよう課内職員に周知を行った。

(c) 徴取が漏れていた書類については、改めて申請者から徴取し、補正した。今後は、根拠となる要綱等の確認を徹底し、案内文に添付が必要な書類を明確に記載することで申請者からの添付漏れを未然に防止する。また、チェックリストの作成及びダブルチェックを徹底し、適正な事務執行に努める。

(d) 今後は、細心の注意を払い、墨田区事案決定規程に基づく適正な決定区分での決裁に努める。

(e~g)

墨田区事案決定規程に定める正しい決定区分により追認処理を行った。今後は、決裁区分確認シート及び文書管理システムの付箋機能を活用し、確認を徹底する。また、今後同じ事例が発生しないよう、誤りのあった事例を課内で情報共有し、再発防止を図る。さらに、当該起案文書の伺い文に墨田区事案決定規程の該当箇所を明記する等の対応策を検討し、事務の改善に努める。

(イ) 特殊勤務手当で、支給対象業務に従事していない日に支給されているものや支給対象業務とは異なる種類の手当を誤って支給されているものがあった。(生活福祉課、高齢者福祉課)

(イ) 当該特殊勤務手当申請の取り消しを行った。今後は、申請時に、勤務日の確認を徹底し、また、支給対象となる業務を誤ることがないよう職員に指導した。

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>まず、事務事業の決定手続の漏れが多く、多くの課で見受けられたが、事務事業の執行に当たり、起案文書を作成し、決定権限を有する者の決定を受けることは、公務の基本である。今後とも、職員一人一人が仕事の手順や根拠の確認を徹底するよう努められたい。</p> <p>また、事務事業の決定手続の誤りも散見されている。特に、補助金や助成金の申請の際に、要綱等により必要とされている書類の一部が欠けた状態で申請書を受取り、補助金等を交付していたものがあつた。これは、当該書類の追加提出を前提に事務を進めていく中で、その提出がないまま支出してしまったものである。申請者の事情を考慮したものと考えられるが、公金の支出手続は、各種規程に則り厳格に行わなければならない。このような誤りが生じないよう、職場内での十分なチェック体制を整備することを望む。</p> <p>さらに、特殊勤務手当の不適正な支給事例も確認された。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。適正な申請・支給に向けて職員一人一人の意識は高まってきたと考えているが、承認者のチェックをはじめ区全体としてのたゆまぬ取組を継続してもらいたい。</p> <p>過去の定期監査の結果に対する区長等が講じた措置内容に</p>	<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>事務事業の決定手続の漏れについては、事務事業を実施する際に、職員一人ひとりが起案文書の作成漏れ及び押印漏れがないことを必ず確認することとする。また、業務の手順や根拠規定の確認を徹底するとともに、文書取扱主任、承認者及び決定権者による複数人の確認を強化し、再発防止に努める。</p> <p>事務事業の決定手続における決裁権者の誤りについては、墨田区事案決定規程の確認を徹底し、起案作成時にはチェック表等を活用し、起案者だけでなく承認者、文書取扱主任、決定権者が効率的に確認できるようチェック体制をより一層強化し、再発防止を図っていく。</p> <p>また、補助金や助成金の申請に必要な添付書類の確認に対しては、申請者からの添付漏れを未然に防止するため、案内文に必要な書類を明確に記載する。また、確認のためのチェックリストを作成し、ダブルチェックの行程を強化することで、適切な事務執行に努める。</p> <p>特殊勤務手当の不適正な支給については、支給の対象となる業務を周知し、対象業務を正しく理解するよう指導する。また、申請入力時の入力内容の確認を申請者だけでなく承認者を含め、徹底し、再発防止に努める。</p> <p>令和2年度に内部統制制度を導入し、毎年、説明会等を実施</p>

については、監査委員に通知され、公表もしている。その中では、再発を防止するための様々な工夫が凝らされており、監査を通じてその効果がある程度発揮されてきているとは感じている。今後も、当該措置内容を全庁で共有し、ミス未然に防ぐための仕組みを整備するなど、さらに実効性の高い内部統制体制を構築することを希望する。

(2) 大学との連携の取組について

墨田区と両大学は、三者による包括連携協定を令和3年3月25日に締結し、教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用、地域産業の活性化や学習支援等の事業の推進などについて、連携し協力することとしている。

今回の監査の結果、この協定に沿って、多種多様な事業において両大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力が行われていることを確認した。こうした取組により、墨田区ならではのまちづくりが進みつつあると認識する。特に、学生が本区を単にキャンパスが存在する場所というだけの認識にとどまらず、区や地域の各種事業に企画の段階から参加し、運営に貢献していることは、新たな息吹を実感させる動きであり、区民活動の活性化に資するとともに、学生自身の成長にもつながると考える。そのような学生が、区に愛着や親しみを持ち続け、大学卒業後も引き続き区政の伸展に寄与することを望むものである。

こうした教員や学生の既成概念にとらわれない柔軟な発想と斬新な知見を区政に積極的に注入することによって、区民の潜在的ニーズを掘り起こすことができるとともに、区と両大学

し、法令順守を第一に、効率的かつ効果的な事務執行を推進してきた。令和5年度の職員向けの説明会は、全職員が受講できるようオンライン開催とし、職員一人ひとりが公務に従事する者として、一つ一つの事務処理を適切に処理する意識を持つ必要があることを伝えた。引き続き、内部統制を推進することで、ミス未然に防ぐための仕組みを整備する。

(2) 大学との連携の取組について

大学のなかった墨田区では、長年の大学誘致の結果、令和2年4月に学校法人電子学園が運営する情報経営イノベーション専門職大学(iU)が開学し、令和3年4月に千葉大学墨田サテライトキャンパスが開設した。

その後、令和3年3月には、両大学のキャンパスが所在するエリアを拠点として、幅広い分野において交流を図ることにより地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、墨田区、国立大学法人千葉大学及び学校法人電子学園との包括的連携に関する協定を締結した。

これまでも、当該協定に基づき、千葉大学との連携による新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場における密集・密接を生まないサインシステムの開発や、iUとの連携による高齢者デジタルデバイド解消事業の実施など大学の知見や学生の柔軟な発想を生かした取組を進めてきたところである。

この度、公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」は、大学のあるまちづくりの推進主体として一層の充実を図るため、令和5年12月に、一般社団法人アーバンデザインセンターすみだを設立した。今後は、あずま百

の三者の持てる力を相乗的に発揮することにより地域の様々な課題解決にもつながるものと考え。また、現在、大学と具体的な取組をしていない部局においても、機会をとらえて何らかの連携をしたい意向があることも確認された。今後、大学との連携の取組が全庁的に広がることを期待する。

これからも、大学のあるまちづくりを推進するために設立した公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」、地域と大学の交流広場として整備した「キャンパスコモン」の活用をはじめ、大学の人的・知的・物的資源を融合し、区の施策と密接に結びつけることにより、効果的な施策が展開され、大学のあるまちとして発展することを願うものである。

樹園(キャンパスコモン)をはじめとした公園の魅力向上を図るとともに、大学の知見・地域資源を活用した魅力あるまちづくりを進めていく。

今後も、区民アンケート等を踏まえ、地域課題の解決に向けて大学の知見を積極的に活用し、地域住民が大学を身近に感じることができるよう、効果的な施策を展開していく。

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 工事件名 南辻橋下部工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規程に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>本工事は、墨田区橋梁長寿命化修繕計画に基づく南辻橋の架替えに伴って行われているものであり、工事全般にわたり周辺環境への配慮が行われるなど、適正に施工されていることが確認された。</p> <p>これまで事故は発生していないが、本工事はまもなく終了するものの、現在並行して行われている上部工事は令和6年10月末までの工期であり、仮設人道橋撤去や道路工事も別途行われるため、南辻橋の架替えが完了するまで、引き続き安全管理を徹底し適正な施工に努められたい。</p> <p>なお、架替えが完了し供用を開始した後も、定期的な点検を実施するなど歩行者及び車両の安全な通行の確保に万全を期するとともに、計画的な維持管理に努め長寿命化を図られたい。</p>	<p>令和6年度の南辻橋の竣工に向け、引き続き、適正な工事の施行に取り組んでいく。</p> <p>橋梁は、定期的に安全点検を行っており、不具合等が発見された場合は、速やかに修繕を行い歩行者及び車両の安全な通行の確保に努めていく。</p>

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

随時監査（その2）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>（1）工事件名 （仮称）新保健施設等複合施設新築工事</p> <p>監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規程に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。</p> <p>本工事は、墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画に基づき、保健所・子育て・教育の関連部署を集約する複合施設として整備するものであり、計画から設計・施工に至るまで適切に進行していることが確認された。</p> <p>これまで事故は発生していないが、躯体工事が終了するなど工程は大詰めを迎えているものの、竣工まで3か月程度残しているため、施工管理、安全管理、品質管理等への引き続きの配慮が必要である。工事技術調査結果報告書において具体的な留意事項が記載されているので、工事請負業者ともその内容を共有し、適切に実行されたい。</p> <p>なお、竣工・開館後は、より幅広く区民の健康を推進するための施設として長期間にわたって使用されるよう、中長期的な修繕計画の下、計画的な維持管理に努めるとともに、保健所・子育て・教育の機能を集約・複合化した効果を最大限発揮して、区民サービスの充実を図られたい。</p> <p>加えて、本工事では、設計と施工を一括発注するデザイン・ビルド方式を初めて採用するとともに、設計・施工等の各段階において</p>	<p>本工事については、引き続き工事請負業者と綿密な連携を取りつつ、安全等に配慮して適切な管理を行う。</p> <p>また、施設の運営や利用者の安全に支障を来さないよう区民生活の向上を図る。</p>

技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務を行うコンストラクション・マネジメント方式を導入した。今後、これらの手法の効果を十分に検証し、公共施設の効果的・効率的な整備・活用に取り組みたいと期待する。

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>(a) 事業の実施、委託、委託契約の変更等に係る起案文書がないものがあった。(学務課、指導室)</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(g) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(庶務課、地域教育支援課)</p>	<p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>a 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>(a)・決定手続に不足していた文書を作成した。今後は、年間契約しているものをすべてリスト化し、起案済みか否かのチェックを行う。</p> <p>・事業実施に当たり所定の決定手続を行った。今後は年度当初の起案手続を徹底する。</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(g)・誤りについては、不備を修正した。事案決定規定及び契約事務規則を正しく理解した上で、今後は不備の無いよう指導・徹底するとともに、組織としてのチェック体制を更に強化していく。</p> <p>・事務事業の起案・執行に当たっては、墨田区事案決定規程などの根拠となる各法令等を確認した上で行うよう、継続して周知徹底を行い、事務の適正化に努めていく。</p>

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務の適正な執行について</p> <p>まず、事務事業の決定手続の漏れが多く、多くの課で見受けられたが、事務事業の執行に当たり、起案文書を作成し、決定権限を有する者の決定を受けることは、公務の基本である。今後とも、職員一人一人が仕事の手順や根拠の確認を徹底するよう努められたい。</p> <p>また、事務事業の決定手続の誤りも散見されている。特に、補助金や助成金の申請の際に、要綱等により必要とされている書類の一部が欠けた状態で申請書を受領し、補助金等を交付していたものがあつた。これは、当該書類の追加提出を前提に事務を進めていく中で、その提出がないまま支出してしまったものである。申請者の事情を考慮したものと考えられるが、公金の支出手続は、各種規程に則り厳格に行わなければならない。このような誤りが生じないように、職場内での十分なチェック体制を整備することを望む。</p> <p>さらに、特殊勤務手当の不適正な支給事例も確認された。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。適正な申請・支給に向けて職員一人一人の意識は高まってきたと考えるが、承認者のチェックをはじめ区全体としてのたゆまぬ取組を継続してもらいたい。</p>	<p>(1) 事務の適切な執行について</p> <p>指摘事項の事案となつた「起案文書がないものがあつた」ことについては、公務の基本であることを再認識し、職員一人ひとりが仕事の手順を徹底するよう厳しく指導していく。</p> <p>また、「事案の決定手続の誤り」については、その重要性を再認識するよう、改めて全職員に周知するとともに、内部統制による組織的なチェック体制を強化するなど、引き続き、管理監督者による適切な指導を繰り返し行っていく。</p>

過去の定期監査の結果に対する区長等が講じた措置内容については、監査委員に通知され、公表もしている。その中では、再発を防止するための様々な工夫が凝らされており、監査を通じてその効果がある程度発揮されてきているとは感じている。今後も、当該措置内容を全庁で共有し、ミスを未然に防ぐための仕組みを整備するなど、さらに実効性の高い内部統制制度を構築することを希望する。

(2) 大学との連携の取組について

墨田区と両大学は、三者による包括連携協定を令和3年3月25日に締結し、教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用、地域産業の活性化や学習支援等の事業の推進などについて、連携し協力することとしている。

今回の監査の結果、この協定に沿って、多種多様な事業において両大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力が行われていることを確認した。こうした取組により、墨田区ならではのまちづくりが進みつつあると認識する。特に、学生が本区を単にキャンパスが存在する場所というだけの認識にとどまらず、区や地域の各種事業に企画の段階から参加し、運営に貢献していることは、新たな息吹を実感させる動きであり、区民活動の活性化に資するとともに、学生自身の成長にもつながると考える。そのような学生が、区に愛着や親しみを持ち続け、大学卒業後も引き続き区政の伸展に寄与することを望むものである。

こうした教員や学生の既成概念にとらわれない柔軟な発想と斬新な知見を区政に積極的に注入することによって、区民の

(2) 大学との連携の取組について

教育委員会では、千葉大学との連携において、区内小・中学校の教員と連携した、PISA型リテラシー育成のための授業開発及び評価問題の作成、わんぱく天国の充実に関する研究委託等、大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力を行っている。引き続き、学校教育や社会教育に関する施策と大学の知見とが融合した事業の推進に努めていく。

潜在的ニーズを掘り起こすことができるとともに、区と両大学の三者の持てる力を相乗的に発揮することにより地域の様々な課題解決にもつながるものと考えます。また、現在、大学と具体的な取組をしていない部局においても、機会をとらえて何らかの連携をしたい意向があることも確認されました。今後、大学との連携の取組が全庁的に広がることを期待します。

これからも、大学のあるまちづくりを推進するために設立した公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」、地域と大学の交流広場として整備した「キャンパスコモン」の活用をはじめ、大学の人的・知的・物的資源を融合し、区の施策と密接に結びつけることにより、効果的な施策が展開され、大学のあるまちとして発展することを願うものである。